

各高齢者施設等の管理者 様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

令和 4 年度第 3 回新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設・障がい者施設等の集中的検査の実施について（通知）

日頃より、本県高齢者福祉行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

県内において、新型コロナウイルスの感染が増加傾向にあり、高齢者施設等での集団感染事例が多数確認されています。

今般、新型コロナウイルスの感染を早期に発見し、感染拡大を防止するため、対象施設を拡大し集中的検査を別添実施要領のとおり実施することとしましたので、対象となる各施設・事業所におかれましては、積極的に受検いただきますようお願いいたします。

記

1 対象施設

県内（盛岡市を除く）に所在する次の施設・事業所

(1) 高齢者施設等

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等

(2) 通所・訪問系

居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等

2 対象者

(1) 対象施設の従事者であって無症状の者（原則として、介護職員や看護職員等の入所者・利用者等へ直接処遇を行う従事者に限る。）

(2) 新規入所者（原則として、入所系施設に新規に入所する者に限る。）

3 検査方法

抗原定性検査（鼻腔からの検体を使用）

4 検査費用

抗原定性検査キットの配布に係る費用は、県が負担します。

5 申込方法等

令和 4 年 11 月 15 日（火）までに **web** で申し込みしてください。

※ その他詳細は別添実施要領等を御確認願います。

担当：介護福祉担当 小原
電話：019-629-5441
E-mail AD0005@pref.iwate.jp

令和4年度第3回新型コロナウイルス感染症に係る 高齢者施設・障がい者施設等の集中的検査実施要領

令和4年11月9日

岩手県保健福祉部長寿社会課
岩手県保健福祉部障がい保健福祉課
岩手県保健福祉部医療政策室

1 目的

高齢者施設や障がい者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があるほか、認知症の方などマスクの着用等の感染対策が難しい方も多い。

また、高齢者施設・障がい者施設等で集団感染が発生した場合には、やむを得ず施設内療養を行う場合があるほか、職員が感染又は濃厚接触者となった場合には、施設運営への影響が非常に大きくなることが想定される。

今般、早期発見・早期対応により感染拡大を最小限にとどめるとともに、医療提供体制への負荷を軽減することを目的として、高齢者施設及び障がい者施設の従事者等を対象とした集中的検査を実施する。

2 検査実施内容

(1) 対象地域

県内全域（盛岡市を除く）

(2) 対象施設

ア 高齢者施設等

(ア) 入所系

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等

(イ) 通所・訪問系

居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等

イ 障がい者施設等

(ア) 入所系

短期入所事業所、共同生活援助事業所、障害者支援施設、障害児入所施設（福祉型）、障害児入所施設（医療型）等

(イ) 通所・訪問系

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、自立訓練、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援）、地域相談支援（地域定着支援）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、自立生活援助、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等

(3) 対象者

ア 対象施設の従事者であって無症状の者（原則として、介護職員や看護職員等の入所者・利用者等へ直接処遇を行う従事者に限る。）

イ 新規入所者（原則として、入所系施設に新規に入所する者に限る。）

(4) 検査方法

- ・抗原定性検査（鼻腔からの検体を使用）
- ・抗原定性検査キットの配布に係る費用は、県が負担する。

(5) 集中的検査実施期間

令和4年11月9日から当面の間（終了時期は、県内の感染状況により判断）

(6) 集中的検査実施計画

ア 意向確認

集中的検査への参加を希望する高齢者施設等は、次により登録を行う。

(ア) 登録方法

岩手県電子申請・届出サービスにより、次の情報を登録する。

- ① 事業所番号
- ② 法人名
- ③ 集中的検査に参加する施設名
- ④ 集中的検査に参加する施設種別
- ⑤ 連絡担当者（氏名、電話番号、メールアドレス）
- ⑥ 抗原検査キットの送付先（郵便番号、施設所在地、電話番号）
- ⑦ 検査対象とする施設従事者数 等

【登録用 URL】

https://s-kantan.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3695



(イ) 登録期限

令和4年11月15日（火）

(ウ) 登録情報の変更等

集中的検査に参加する高齢者施設等が参加を取り下げることとした場合及びこれまで集中的検査に参加していなかった高齢者施設等が新たに集中的検査への参加を希望する場合は、希望する月の前月10日までに、岩手県電子申請・届出サービスにより、必要な情報を入力する。

【変更用 URL】

https://s-kantan.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3694



イ 抗原定性検査キットの配布

意向確認結果は、保健福祉部医療政策室において取りまとめ、初回分については、11月下旬を目途に、参加を希望する高齢者施設等あて、概ね12週間分（対象者数×24）の抗原定性検査キットを配布する。

なお、上記ア（ウ）により新たに参加の登録をした場合には、検査実施希望月の前月末を目途に、概ね残期間分（対象者数×1か月あたり4週間分）の抗原定性検査キットを配布する。

次回以降の抗原検査キットの配布は、原則として、登録済みの施設等に対し、検査開始後8～9週目を目途に追加配布を行うことを想定しているが、配布時期及び配布キット数等の詳細は、その時点の検査実績及び県が保有する抗原検査キットの在庫数等を踏まえて、別途連絡する。

ウ 検査の実施

地域で感染が拡大していると判断される場合（例：集中的検査を行う施設の関係者等において新型コロナウイルス感染症患者が複数確認される場合等）において、次により検査を実施する。

（ア）施設従事者等に対する検査

原則週2回（2～3日間隔）

※ ただし、配布された抗原キットの範囲内において、濃厚接触者の待機期間の早期解除のために使用する場合はこの限りではない。

（イ）新規入所者に対する検査

1回（新規入所時）

エ 検査実績の報告

抗原定性検査キットの配布を受けた高齢者施設等は、別途示す方法により、週ごとの検査実績について報告する。（検査実績の報告は、インターネットを利用した方法となること。）

検査実績の報告がない場合、追加の抗原検査キットの配布は行うことができないこと。

オ 検査で陽性となった場合の対応

集中的検査の結果、陽性だった場合は、次のとおり対応するとともに、管轄の保健所あて連絡すること。

（ア）65歳未満で、重症化リスクの低い方

いわて陽性者登録センターに連絡すること。（陽性者登録ができます。）

※ かかりつけ医や診療・検査医療機関等に相談することも可能。

（イ）65歳以上である等、次の要件に該当する方

いわて陽性者登録センターでは登録できないことから、かかりつけ医や診療・検査医療機関等に相談すること。（かかりつけ医がない場合や夜間・休日などは、「受診・相談センター」（電話：019-651-3175）に相談すること。）

○ いわて陽性者登録センターで登録できない方の要件

- ① 65歳以上
- ② 基礎疾患を有する（悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患、高血圧等）
- ③ 妊娠している（妊娠の可能性がある）
- ④ 高熱や咳などの症状が続いている（概ね4日間）
- ⑤ 県内にお住まいでない方

カ 集中的検査実施期間の終了後の対応について

集中的検査実施期間の終了については、医療政策室より、集中的検査に参加する高齢者施設等あて連絡する。

なお、集中的検査期間終了時に高齢者施設等で保管している未使用の抗原定性検査キットは、次回の集中的検査期間に備え、別途連絡するまでの間、施設内で適切に保管するものとする。

3 注意事項

- ・ ウイルス自体に感染性が無くても検査により検出と判定される場合があることから、新型コロナウイルス感染症と診断された方については、概ね1か月間、検査対象から除外すること。
- ・ 当該検査は無症状者が対象となるため、検体採取当日に症状がある場合には、医療機関を受診して医師の診断を受ける等の対応を行うこと。
- ・ 検査対象者以外の者（職員の家族等）が当該検査を受検したことが判明した際には、当該受検者の検査費用は施設側の負担となること。
- ・ 集中的検査に参加する施設への連絡は、電子メールにより行うことから、登録するメールアドレスは、登録するメールアドレスをコピーして入力フォームに張り付ける等、正確に入力すること。
- ・ 検査結果が陰性の場合でも、新型コロナウイルスに感染している可能性は否定できないことから、検査結果に関わらず、感染対策の徹底を継続すること。

4 問合せ先

【集中的検査の実施内容に関すること】

岩手県保健福祉部医療政策室

MAIL : AD0002@pref.iwate.jp

TEL : 019-629-5417 ※受付時間 平日 8:30～17:00

FAX : 019-626-0837

【集中的検査の申込等に関すること】

◆ 高齢者施設関係

岩手県保健福祉部長寿社会課

MAIL : AD0005@pref.iwate.jp

TEL : 019-629-5435 ※受付時間 平日 8:30～17:00

FAX : 019-629-5444

◆ 障がい者施設関係

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

MAIL : AD0006@pref.iwate.jp

TEL : 019-629-5448 ※受付時間 平日 8:30～17:00

FAX : 019-629-5454

(参考) いわて陽性者登録センターへの登録方法

(1) いわて陽性者登録センターのリンク先

<https://reg34.smp.ne.jp/regist/switch/00002G0005G8855uh2/positiveMail>

- ・登録受付時間：24時間（土日祝日も受付可能）
（登録の際には、メールアドレスの入力が必要になります。）
- ・お問い合わせ先：0570-005-451（9時から17時まで。土日祝日も受付可能）
※ ただし、自己検査での陽性者は、電話での登録はできません。

(2) 電子申請時（陽性者登録フォーム）に、次の情報をご入力ください。

- ① 基本情報（氏名、生年月日、住所等）や基礎疾患などがないこと
- ② 検査キットの結果や身分証明書の写真
- ③ 抗原検査キットの情報（品目名、製造販売業者名）等

【準備が必要な書類等】

- ①本人確認書類
運転免許証、健康保険証等の氏名、生年月日、現住所を確認できる写真データ
- ②陽性の検査結果を確認できるもの
陽性判定が確認できる「抗原検査キット」の写真データ

【登録申請の流れと留意事項】

- ・受付が完了すると、受付完了のメールが届きます。
- ・申請内容の確認等のため、センターから連絡がある場合があります。
- ・いわて陽性者登録センターでは薬の処方はいりません。
- ・発熱した場合には、市販の解熱剤等を服用いただくか、症状が回復しない場合などはかかりつけ医などを受診し薬を処方していただいでください。のどの痛み、せきなどの症状についても、市販薬で症状を和らげることができる場合があります。
- ・症状が重い場合や、症状が長く続いている場合は、別途ご案内する健康フォローアップセンターにご連絡いただくか、お近くの診療・検査医療機関にご相談ください。
- ・いわて陽性者登録センターへの陽性登録は、検査をした日（検査結果で陽性が分かった日）から2日以内に申請してください。検査後2日以上が経過した場合は、改めて検査が必要となります。

いわて陽性者登録センターの詳細は、下記の岩手県ホームページから御確認ください。

- いわて陽性者登録センター・いわて検査キット送付センターについて（岩手県ホームページ）
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/iryuu/seido/1058849.html>



令和4年度第3回新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設・障がい者施設等の集中的検査に関するQ&A

令和4年11月9日

No.	質 問	回 答
1	何のために実施するのか。	無症状の感染者を早期に発見し、施設内や利用者への感染拡大を防ぐためです。
2	検査は必ず受けなければならないのか。	検査は任意となりますが、できるだけ受検することをお願いしております。
3	検査はいつから実施できるのか。	集中的検査の参加対象施設が確定し、抗原検査キットが施設に配布された時点から実施可能です。検査キットの配布は11月下旬から12月上旬の送付を予定しています。
4	施設にインターネット環境がないが、集中的検査に参加することは可能か。	インターネット環境がない場合は参加することはできません。ただし、集中的検査への参加登録及び検査実績の報告は一般的なスマートフォンなどでも対応が可能です。
5	送付先を事業所以外にしたいが可能か。	お申し込みいただいた事業所の住所地以外への発送はできません。
6	当初申込みをしなかったが、途中から検査を申し込むことは可能か。	実施を希望する月の前月10日までに登録情報の変更等の申込みにより検査が可能です。
7	今回の実施期間後も検査は継続するのか。	当面の間、継続して実施する予定ですが、感染状況によっては休止する場合があります。継続の有無については、集中的検査に参加する施設あて、別途お知らせいたします。
8	途中で検査をやめたいがどうしたらよいか。	登録情報の変更登録をお願いします。
9	検査対象者の人数が増えた場合や減った場合はどうすればよいか。	報告等は不要です。配布する抗原検査キットの範囲内での対応をお願いします。
10	訪問看護や通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションの医療みなし事業所は対象となるのか。	みなし事業所も対象となります。
11	検査の対象者の範囲は。	原則として、施設・事業所の入所者や利用者と接触する機会の多い直接処遇の職員を対象としており、接触機会が比較の少ない事務職員等は対象外としております。 また、入所系施設では、新規入所者も対象となります。
12	入所者・利用者に使用してもいいのか。	入所系施設においては、新規入所者の入所時に1回使用できますが、それ以外は使用できません。通所・訪問系の施設では職員のみ使用できます。
13	入所者用の抗原検査キットの配布は行わないのか。全員検査したほうが安心・安全ではないのか。	入所者の感染を効果的かつ効率的に防止するため、施設従事者（入所者・利用者等に直接処遇する従事者）や新規入所者を対象として検査を実施することとしたものです。
14	施設内でクラスターが発生した場合、入所者の検査に使用してもいいか。	原則として、施設・事業所の新規入所者や利用者や接触する機会の多い直接処遇の職員を対象としておりますので、それ以外の入所者、利用者の検査には使用しないでください。
15	施設内でクラスターが発生した場合、検査はどうするのか。	集中的検査は継続して実施することを想定していますが、保健所による濃厚接触者の特定や行政検査が実施される場合は、保健所の指示に従ってください。
16	施設内でクラスターが発生した場合、県が集中的検査実施分として配布するキットを、集中的検査の対象外職員を含めた全職員の毎日の検査に使用してよいか。	施設の判断により、集中的検査実施要領で定める範囲外の対象者に対して検査を行う場合や、同要領で定める頻度以上で検査を実施しようとする場合など、集中的検査の範囲を超えて検査を実施しようとする場合は、県が配布するキットで不足する部分については、施設で準備をお願いします。

17	施設従事者等に対する検査の実施について、原則週2回の検査のほか、「濃厚接触者の待機期間の早期解除のために使用する場合はこの限りではない」とあるが、具体的に、どのような使用方法が想定されるのか。	施設従事者が濃厚接触者と特定された場合、待機期間は、患者との最終接触から5日間（6日目解除）となりますが、2日目及び3日目に抗原検査キットを使用して検査を実施し、陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となります。このような検査を、集中的検査のために配布した抗原検査キットで実施することを想定しています。ただし、このような方法で待機期間を短縮した場合であっても、一定の発症リスクはあることから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行い、高齢者等の重症化リスクの高い方との接触を避け、マスクを着用する等の感染対策の徹底をお願いします。
18	集中的検査実施期間が終了した時点で、抗原検査キットが余っている場合、入所者や直接処遇職員に外にも使用してよいか。	次回の集中的検査が開始された場合に使用しますので、施設内で適切に保管願います。
19	検査をするのを忘れた場合はどうすればいいか。	忘れていたことに気が付いた時点から、適切な頻度での検査を再開してください。予定されていた検査を実施しなかった場合であっても、毎週の検査実績にそのまま報告をお願いします。
20	検査キットで陽性が出た場合の対応はどうしたらいいのか。	65歳未満で重症化リスクの高い方は、いわて陽性者登録センターへ登録の上、自宅療養となることが想定されます。 65歳以上、基礎疾患のある方などは、いわて陽性者登録センターへの登録はできませんので、かかりつけ医や診療・検査医療機関等にご相談ください。 また、陽性となった方の勤務の状況等によっては、施設利用者への感染拡大防止のため、保健所が濃厚接触者を特定等を行う場合がありますので、保健所に連絡をお願いします。
21	コロナの陽性者となった後、療養解除となった者はいつから検査を実施していいのか。	ウイルス自体に感染性が無くても検査により検出と判定される場合があることから、新型コロナウイルス感染症と診断された方については、療養解除日から概ね4週間、検査対象から除外してください。
22	抗原検査キットは週1回の使用でもよいのか。	無症状者に対する抗原定性検査は、週2回以上の頻度での実施が推奨されていることから、集中的期間において週2回程度の検査が実施できるように抗原検査キットを送付するものです。 ただし、地域の感染者が少ない状況が継続する場合などは、状況に応じて、施設長等の判断により、検査の頻度を減じることや、検査を一時的に休止することも可能です。
23	検査キットが不足しそうだが、追加で送付してもらえるのか。	各施設からの検査実績報告を確認し、8週～9週目に追加で送付することを想定していますので、申込みは不要です。ただし、検査実績報告がされていない場合は、検査キットの送付は行いません。 また、県内の新規感染者数が減少している場合や、県が管理する抗原検査キットの在庫が不足する場合などは、追加送付を行わない場合があります。 なお、上記以外の追加の送付は行いませんので、計画的な検査の実施をお願いします。
24	実績報告はいつまでにどのように報告するのか。	検査実績（検査実施数、陽性者数等）については、毎週、インターネットを利用して報告いただくこととしており、具体的な報告方法は集中的検査に参加する施設あて、別途連絡します。 なお、検査実績報告を行っていない場合は、在庫数が確認できないため、追加の検査キットの送付は行いません。